

諫早市耐震改修促進計画
資料編（平成30年度改訂版）

一目 次一

1.	資料1	関係法令	19
		建築物の耐震改修の促進に関する法律・施行令（抜粋）	
		建築基準法抜粋	
2.	資料2	特定既存耐震不適格建築物一覧	29
3.	資料3	長崎県における地震履歴（諫早市地域防災計画書抜粋）	31
4.	資料4	震源となる活断層	33
5.	資料5	揺れやすさマップ（内閣府）	34
6.	資料6	諫早市の地震被害予測（長崎県地震防災アセスメント抜粋）	35
7.	資料7	緊急輸送道路	46

資料1 関係法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第二百二十三号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の

規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。))に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。))であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。
 - 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
 - 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
 - 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号に規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号に規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対す

る安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第八章 耐震改修支援センター

（耐震改修支援センター）

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」と

いう。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の的確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において追加要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2** 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3** 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4** 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5** 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号）抜粋

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方米を超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設
- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和三十九年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震性不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとす。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に應じ、それぞれ当該各号に定める距離(これによることと不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第一四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項に規定する建築物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

- 二 次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからハまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
- ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
- ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
- ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（維持保全）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

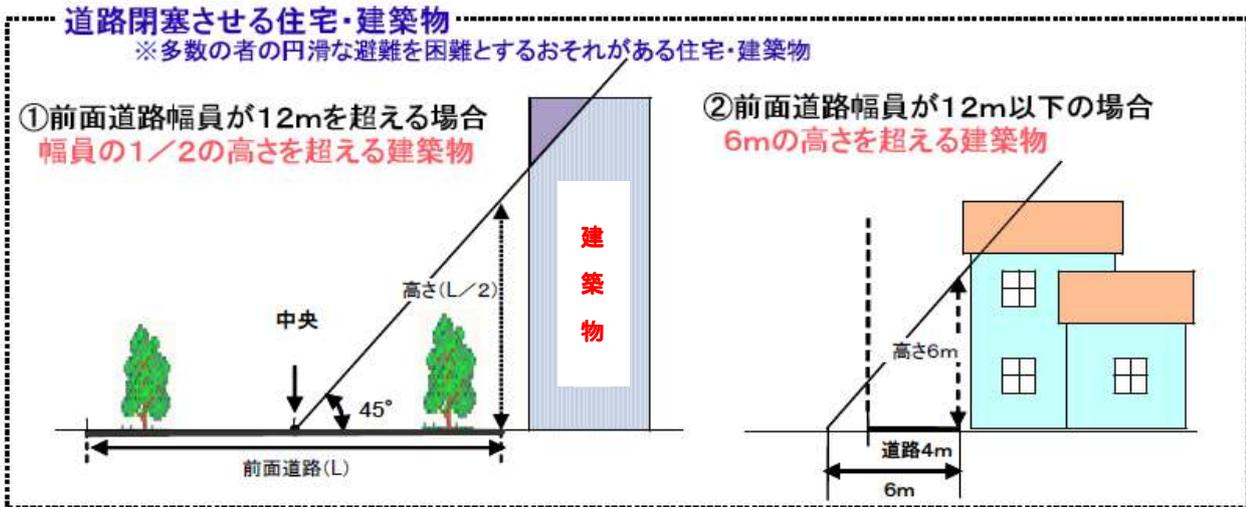
3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

資料2 特定既存耐震不適格建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物の要件 (法附則第3条)		
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。		
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上				
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
病院、診療所						
劇場、観覧場、映画館、演芸場						
集会場、公会堂						
展示場						
卸売市場						
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
ホテル、旅館						
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿						
事務所						
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの						
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上		
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上		
遊技場						
公衆浴場						
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの						
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの					階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物					政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）※1	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるもの		

※1 避難路沿道建築物の<イメージ図>



資料3 長崎県における地震履歴（諫早市地域防災計画抜粋）

表-1 長崎県における主な被害地震

西 暦 (和 暦)	地域名	地震規模 M	被害中心地	被害の概要
1657. 1. 3 (明暦2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄13. 2. 26)	壱岐・対馬	7. 0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
1725. 11. 8-9 (享保10. 10. 4-5)	肥前・長崎	6. 0	平戸・長崎	諸所破損多し
1730. 3. 12 (享保15. 1. 24)	対馬		対馬	諸所破損多し
1791. 12. 5 (寛政3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者2人
1792. 4. 21-22 (寛政4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・ 森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6. 4	島原	石垣崩壊・眉山大崩壊・大津波・ 死者1.5万人
1808. 8. 2 (文化5)			五島	石垣・石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政11. 4. 13)	長崎	6. 0	天草・長崎・ 五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20/21 (大正4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8 (大正11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6. 9 (01時49分)	北有馬	家屋倒壊・死者23人 煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11時02分)	小浜	家屋倒壊・死者3人
1951. 2. 15 (昭和26. 2. 15)	島原半島地方	5. 2	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和59. 8. 6)	島原半島地方	5. 7 (17時30分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5. 0 (17時38分)		
2005. 3. 20 (平成17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者2人、住宅全壊1棟、 住家一部破損16棟ほか

地震規模M：新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1996年）による。但し、1951年以降は気象庁資料。

表-2 長崎県内気象官署震度1以上の地震回数（1924年～2005年） 長崎海洋気象台資料

震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	巖原	福江
1	382	1583	44	46	73	30
2	112	659	21	29	37	6
3	34	214	3	5	7	0
4	0	33	1	1	1	0
5	0	1	0	0	0	0
計	528	2490	69	81	118	36

注）平戸は1940年から観測開始。佐世保は1947年から観測開始。

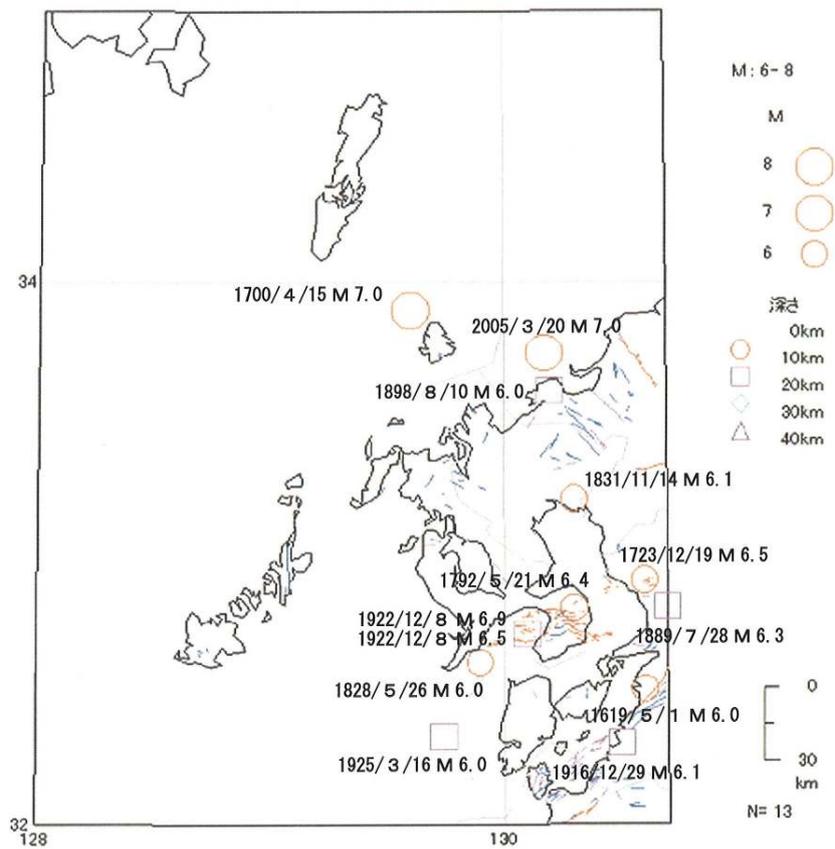


図-1 長崎県周辺のM6以上の地震（1600年～2005年） 長崎海洋気象台資料

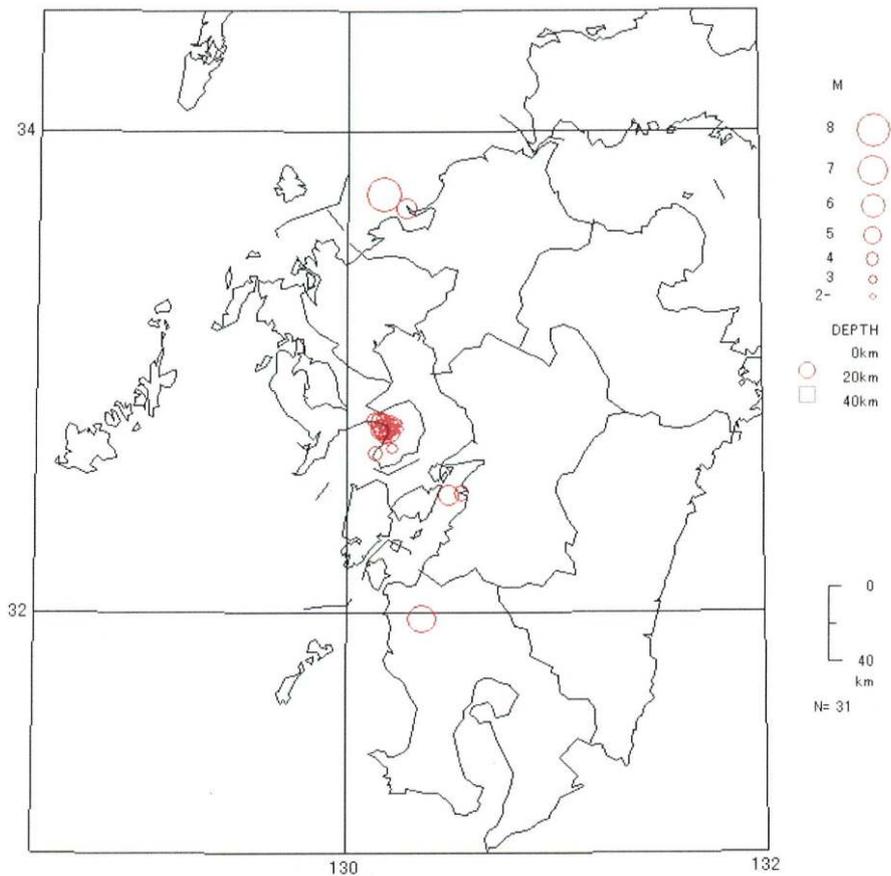
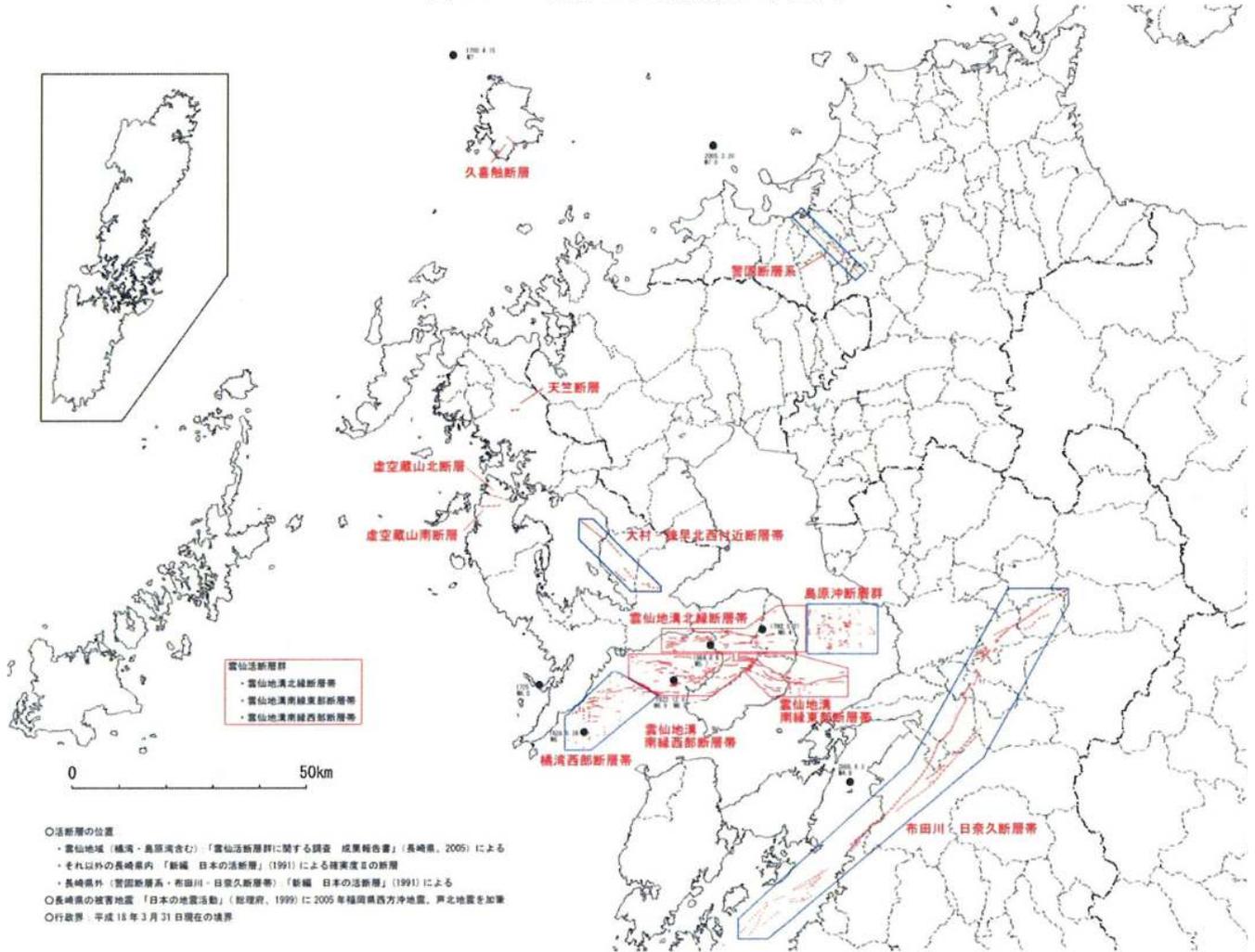


図-2 長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図
 (1926年～2005年、詳細不明及び紀伊半島沖の地震を除く)
 長崎海洋気象台資料

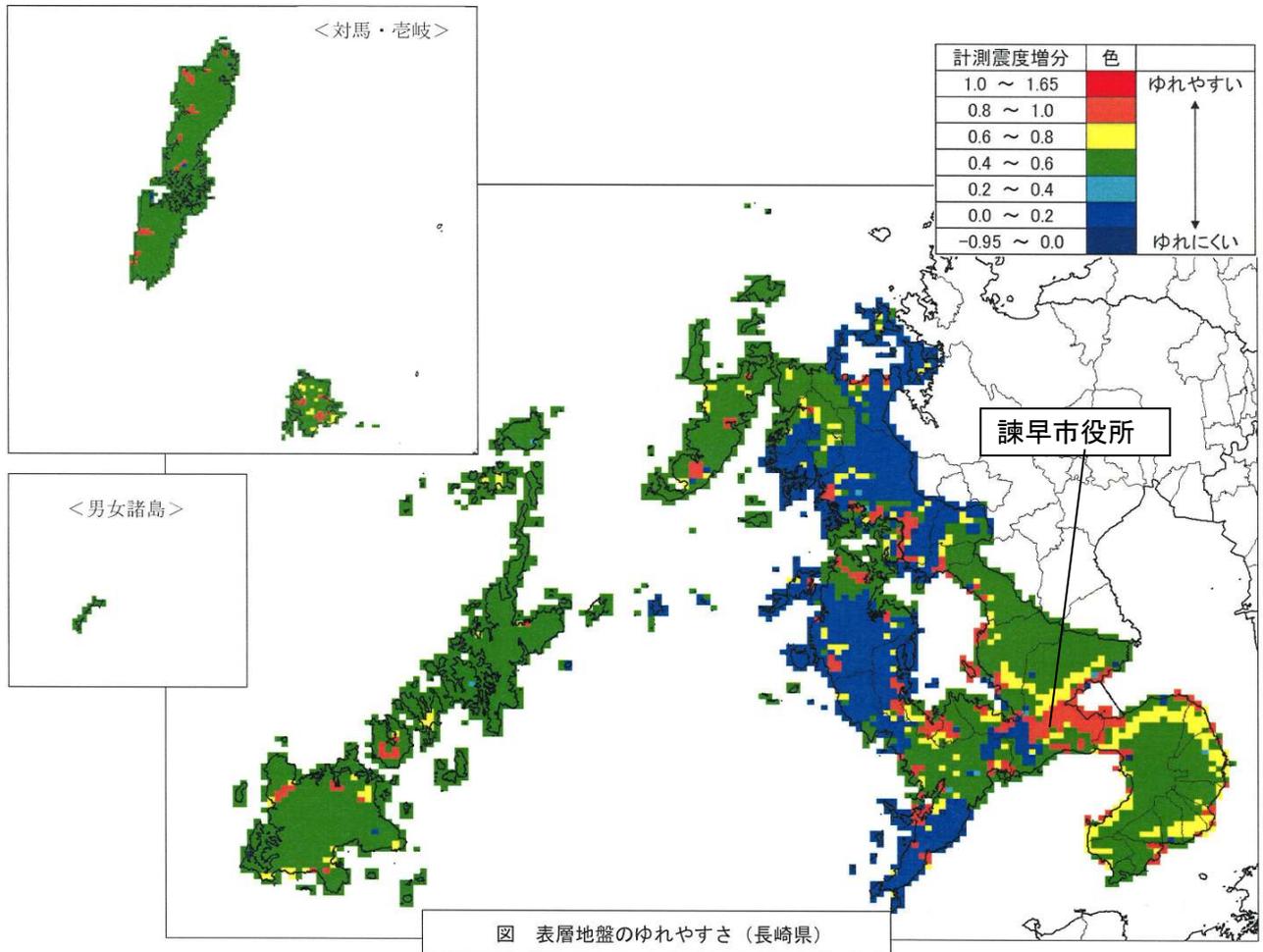
資料4 震源となる活断層

震源となる活断層の位置図

図7.1.1 震源となる活断層の位置図



資料5 揺れやすさマップ（内閣府）



資料6 諫早市の地震被害予測

長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（平成 18 年 3 月）より抜粋

(<http://www.pref.nagasaki.jp/sb/preparation/001/assessment/>にて閲覧できます。)

※報告書の本文、図、表を抜粋するにあたり、諫早市に直接関係しないものは省略しております。

1. 震度予測

(1) 想定活断層による震度予測

長崎県地震発生想定検討委員会により検討された長崎県内に被害を及ぼす地震の震源として想定する活断層を、表-2.1.1 に示す。これらの想定地震による震度分布は、それぞれの断層の震源と県内の地盤をモデル化して、統計的グリーン関数法及び地盤の非線形性を考慮した応答計算を用いて算出した。地盤モデル、地震動予測手法については別項に述べている。(6. 地盤モデル、7. 強振動の予測手法の項を参照。)

図-2.1.1～図-2.1.9 に震源として想定した活断層による地震の震度分布を示した。なお、平成 14～16 年度の長崎県雲仙活断層群調査においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯が同時に活動すること(以下「南縁連動」と呼ぶ)は検討されていないが、可能性は否定できないので、本調査においては、防災上の観点から震度予測を行った。

震度が 6 弱以上となるのは、雲仙地溝北縁断層帯による地震では雲仙市、諫早市、島原市、南島原市、長崎市と大村市の各市であり、南縁連動による地震では雲仙市、諫早市、島原市、南島原市、長崎市と大村市の各市のほか時津町、長与町であり、地盤の軟弱な場所で一部震度 7 が長崎市と諫早市の境界付近に現れる。また、島原沖断層群による地震では島原市、橘湾西部断層帯による地震では長崎市、大村 - 諫早北西付近断層帯による地震では大村市、諫早市、長崎市、雲仙市の各市と時津町、長与町及び東彼杵町に震度 6 弱以上が現れる。

なお、県外の断層による地震では、県内の活断層に比べて影響は少ないものの、布田川・日奈久断層帯(熊本県)の地震により島原市で震度 6 弱が予想される。

表-2.1.1 震源として想定する活断層

活断層		地震規模 (気象庁マグニチュード)	断層の長さ (km)
県内	雲仙地溝北縁断層帯	7.3	31
	雲仙地溝南縁東部断層帯	7.0	21
	雲仙地溝南縁西部断層帯	7.2	28
	雲仙地溝南縁東部断層帯 と西部断層帯の連動	7.7	49
	島原沖断層群	6.8	14
	橘湾西部断層帯	6.9	18
	大村 - 諫早北西付近断層帯	7.1	22
県外	布田川・日奈久断層帯(熊本県)	8.0	74
	警固断層系(福岡県)	7.2	26

諫早市においては、雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動と、雲仙地溝北縁断層帯、大村－諫早北西付近断層帯で震度6弱－6強が予測されている。

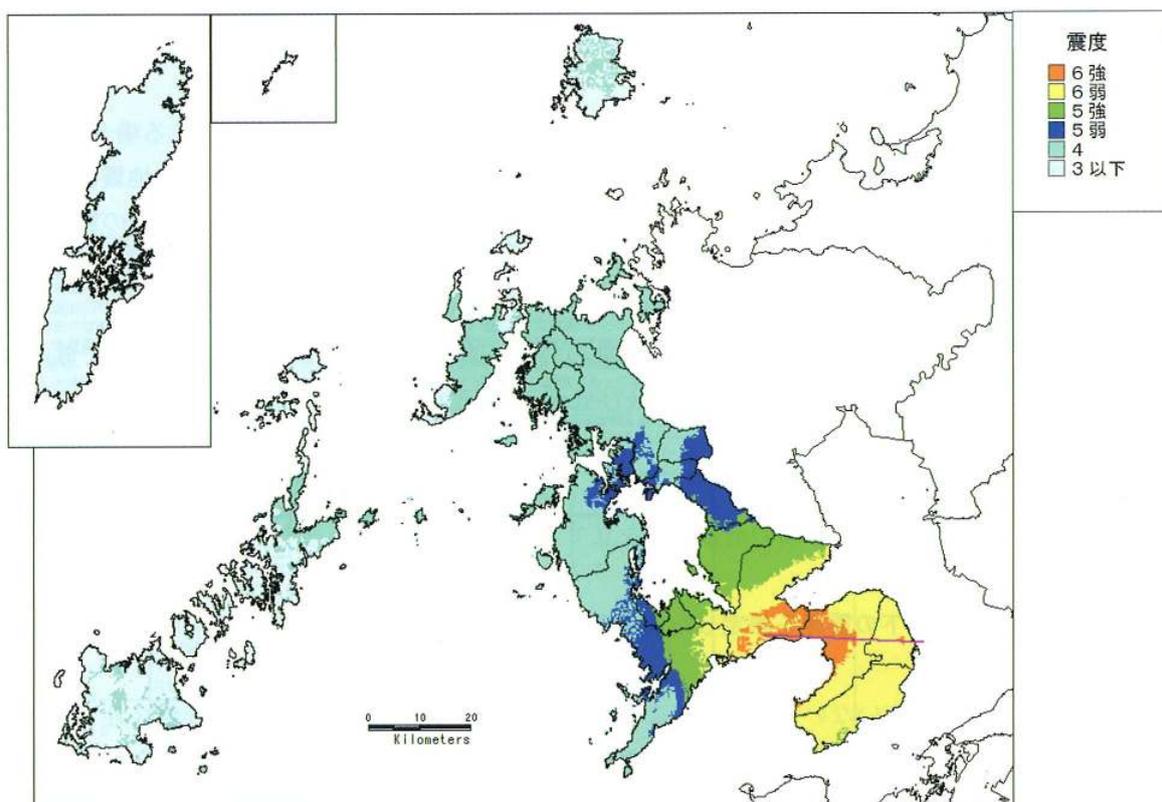


図-2.1.1 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝北縁断層帯）

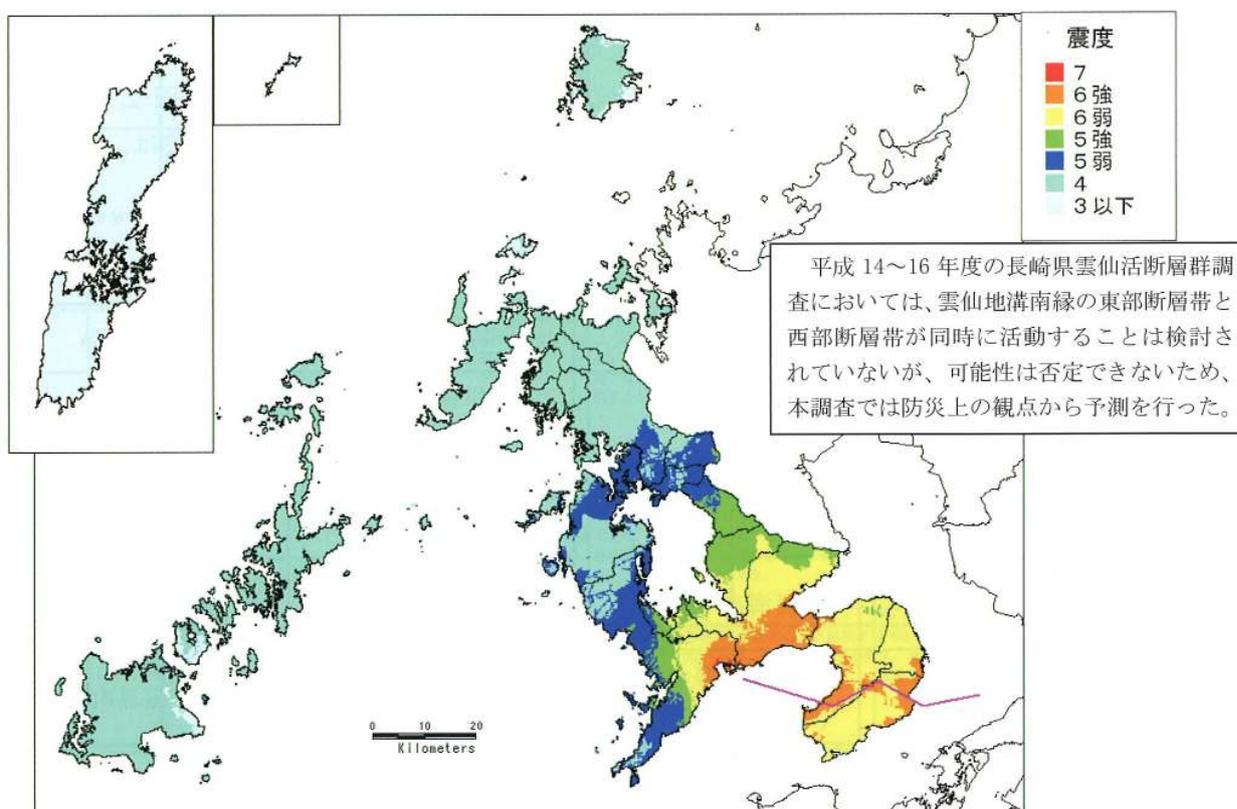


図-2.1.2 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）

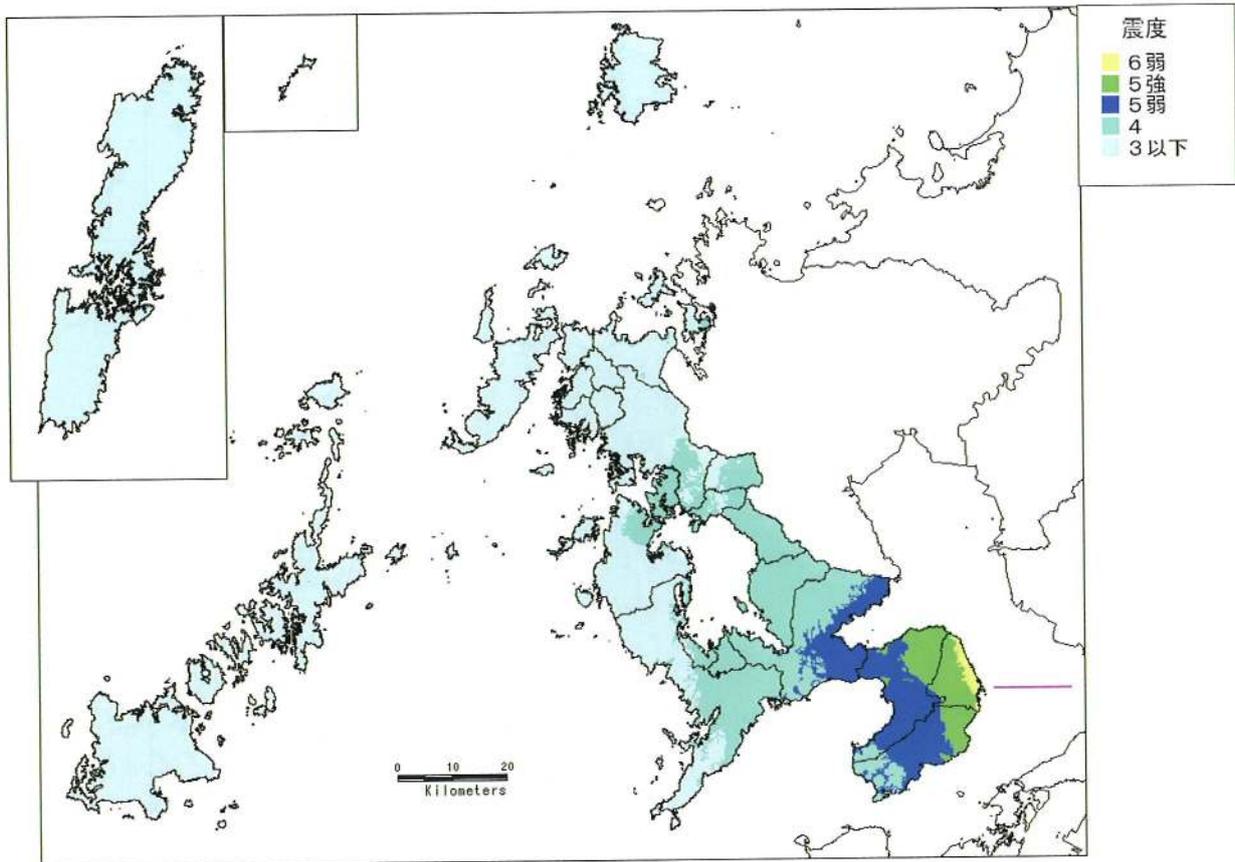


図-2.1.5 地表における推計震度分布（震源：島原沖断層群）

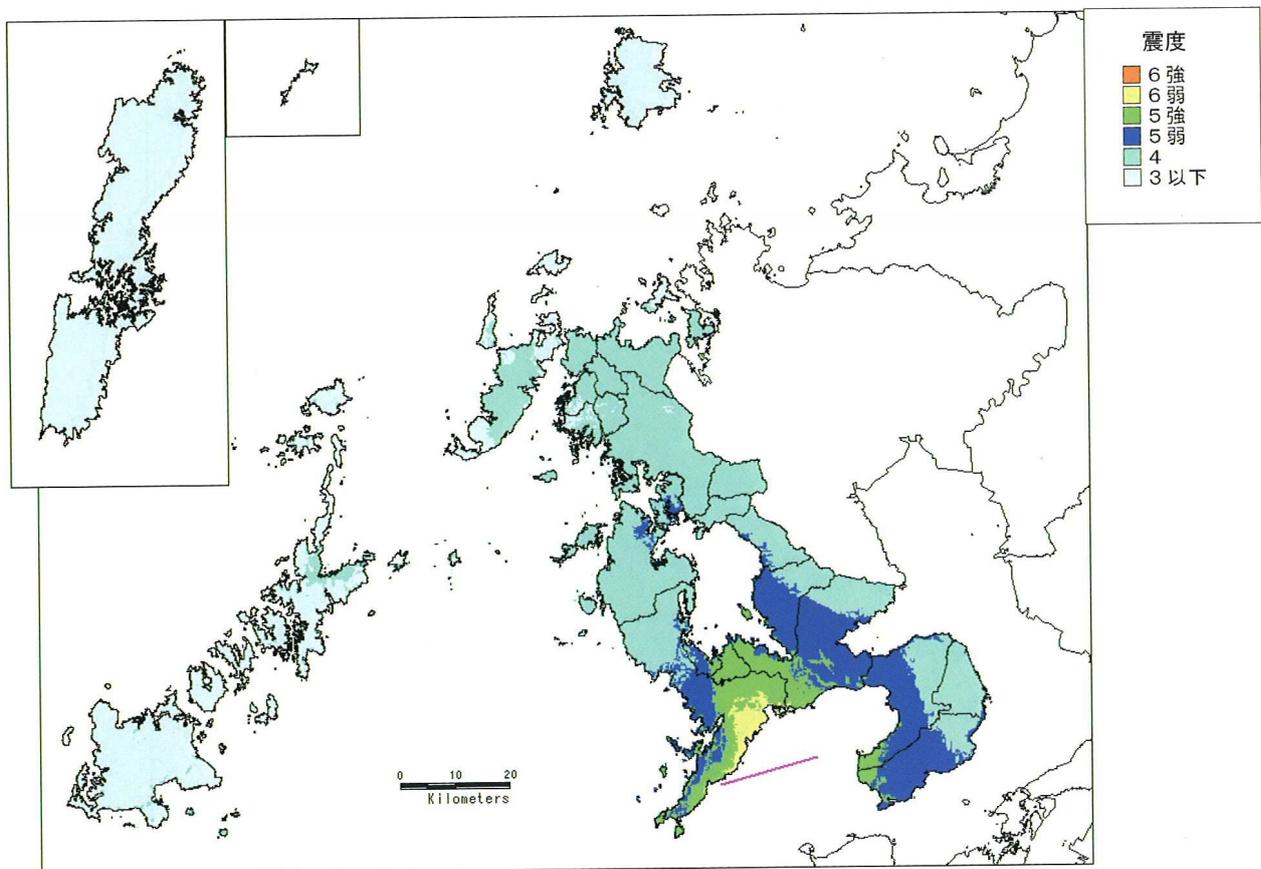


図-2.1.6 地表における推計震度分布（震源：橘湾西部断層帯）

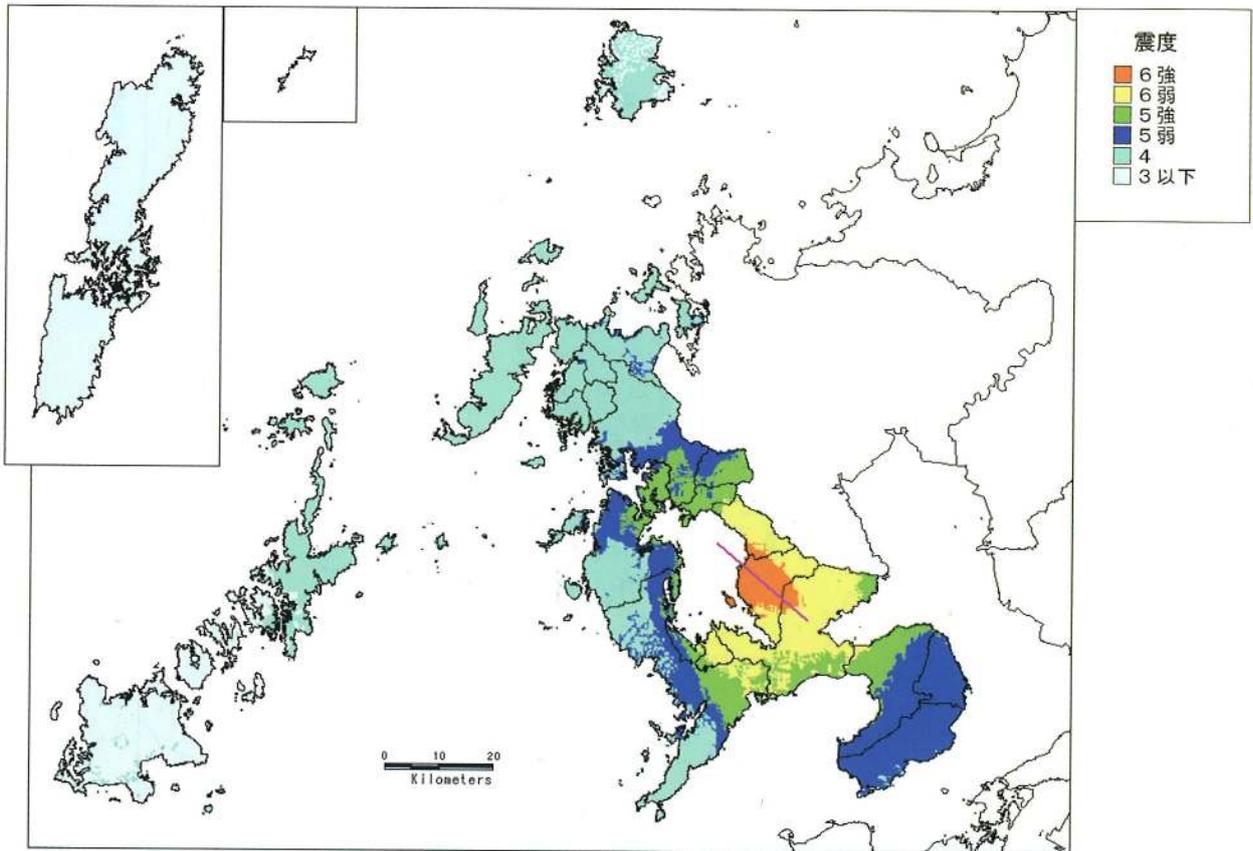


図-2.1.7 地表における推計震度分布（震源：大村一諫早北西付近断層帯）

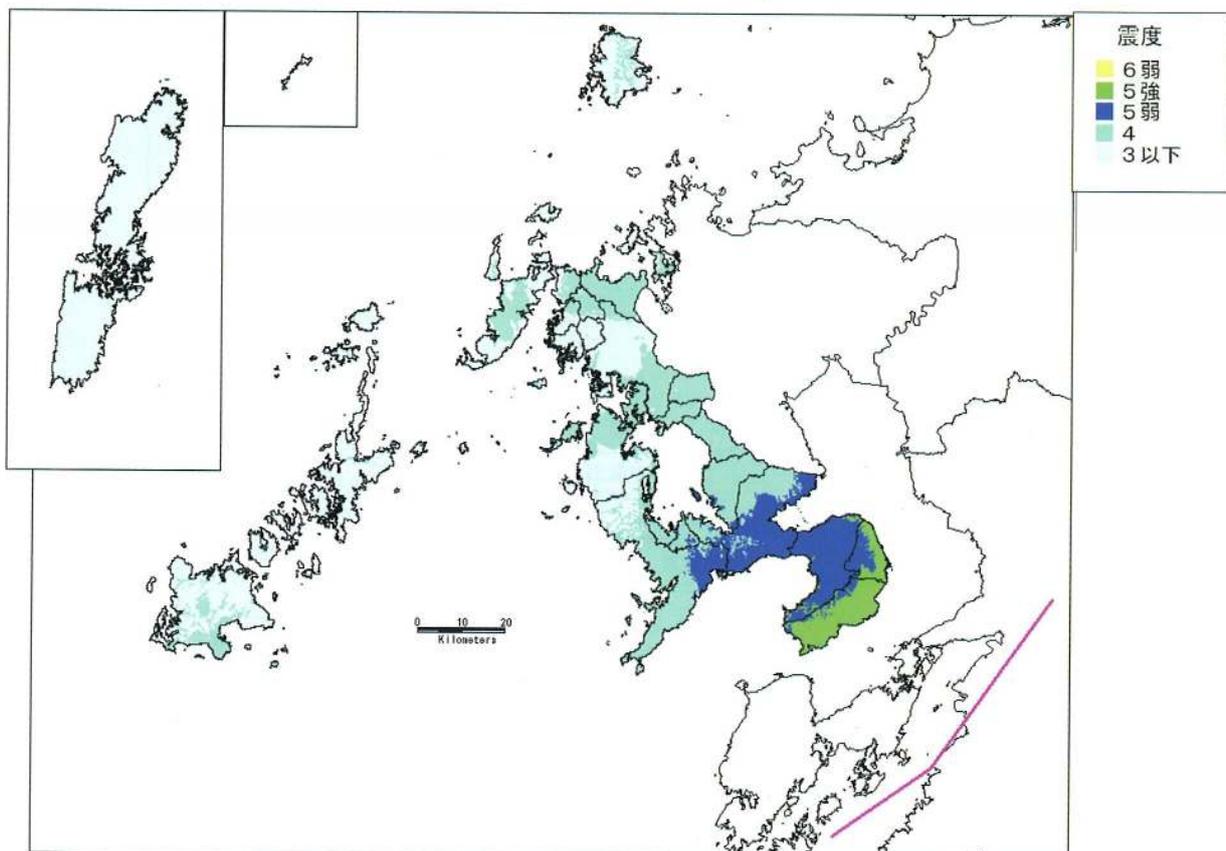


図-2.1.8 地表における推計震度分布（震源：布田川・日奈久断層帯）

想定地震		雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東部断層帯と西 部断層帯の連動	島原冲断層群	橘湾西部断層帯	大村－諫早 北西付近 断層帯
地震規模		M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
1	長崎市	震度4-6弱	震度4-6強	震度3-5弱	震度4-6弱	震度4-6弱
2	佐世保市	震度3-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度3-5弱	震度4-5強
3	島原市	震度6弱-6強	震度6弱-6強	震度5弱-6弱	震度4-5弱	震度5弱-5強
4	諫早市	震度5強-6強	震度5強-6強	震度4-5弱	震度4-6弱	震度5強-6強
5	大村市	震度5弱-6弱	震度5強-6強	震度4-5弱	震度4-5強	震度6弱-6強
6	平戸市	震度3-4	震度3-4	震度3	震度3-4	震度3-4
7	松浦市	震度3-4	震度4	震度3-4	震度3-4	震度4-5弱
8	対馬市	震度3	震度3	震度3	震度3	震度3
9	壱岐市	震度3-4	震度3-4	震度3	震度3	震度3-4
10	五島市	震度3-4	震度3-4	震度3	震度3-4	震度3-4
11	西海市	震度4-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度3-5弱	震度4-5強
12	雲仙市	震度6弱-6強	震度5強-6強	震度4-5強	震度4-5強	震度5弱-6弱
13	南島原市	震度5強-6弱	震度6弱-6強	震度4-5強	震度4-5強	震度4-5弱
14	長与町	震度5強	震度5強-6弱	震度4	震度5弱-5強	震度5強-6弱
15	時津町	震度4-5強	震度5弱-6弱	震度3-4	震度4-5強	震度5弱-6弱
16	東彼杵町	震度4-5強	震度4-5強	震度3-4	震度4-5弱	震度5強-6強
17	川棚町	震度4-5弱	震度4-5弱	震度3-4	震度4	震度5弱-6弱
18	波佐見町	震度4-5弱	震度4-5強	震度3-4	震度4	震度5弱-5強
19	小値賀町	震度3-4	震度4	震度3	震度3-4	震度3-4
20	江迎町	震度4	震度4	震度3	震度4	震度4-5弱
21	鹿町町	震度3-4	震度4	震度3	震度3-4	震度4-5弱
22	佐々町	震度4	震度4	震度3	震度3-4	震度4
23	新上五島町	震度3-4	震度4	震度3	震度3-4	震度3-4

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度7となることが予測される。

(2) 各市町中心部直下の震源を想定した震度予測

活断層が確認されていないところで起こる地震として、県内の各市町（平成 18 年 3 月 31 日現在）でどのような状況が考えられるのかを見るために、震源を各市町の中心部においた場合の震度分布を求めた。この場合も県内全域 M6.9 の地震を想定した震度予測と同様、経験式を用いた手法より震度分布を求めている。

各市町直下（表-2.3.1）に設定した断層位置は図-2.3.1 のとおりである。なお、この想定では、活断層の有無の確認とは無関係に震源を設定していることに注意が必要である。

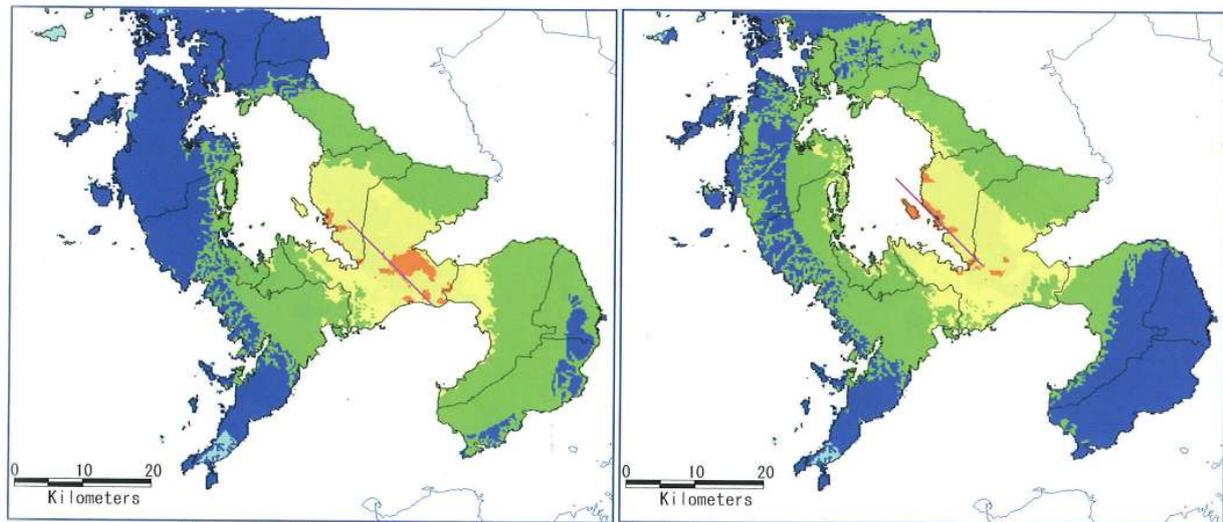
このような想定で各市町がどのような震度となるのかを示したものが図-2.3.2～図-2.3.5 であり、それぞれの市町の中心部で震度 6 弱から震度 6 強となることが予測される。各市町では、このような地震による揺れを想定した備えを検討する際の資料として活用することができる。

表-2.3.1 震源とした市町（中心部直下）

長崎・島原半島	西彼杵半島・県央	県北・壱岐	対馬・五島
・長崎市 (長与町、時津町)	・諫早市	・佐世保市 (佐々町)	・対馬市
・島原市	・大村市	・平戸市 (鹿町町)	・五島市
・雲仙市	・西海市	・松浦市 (江迎町)	・小値賀町
・南島原市	・東彼杵町 (川棚町・波佐見町)	・壱岐市	・新上五島町

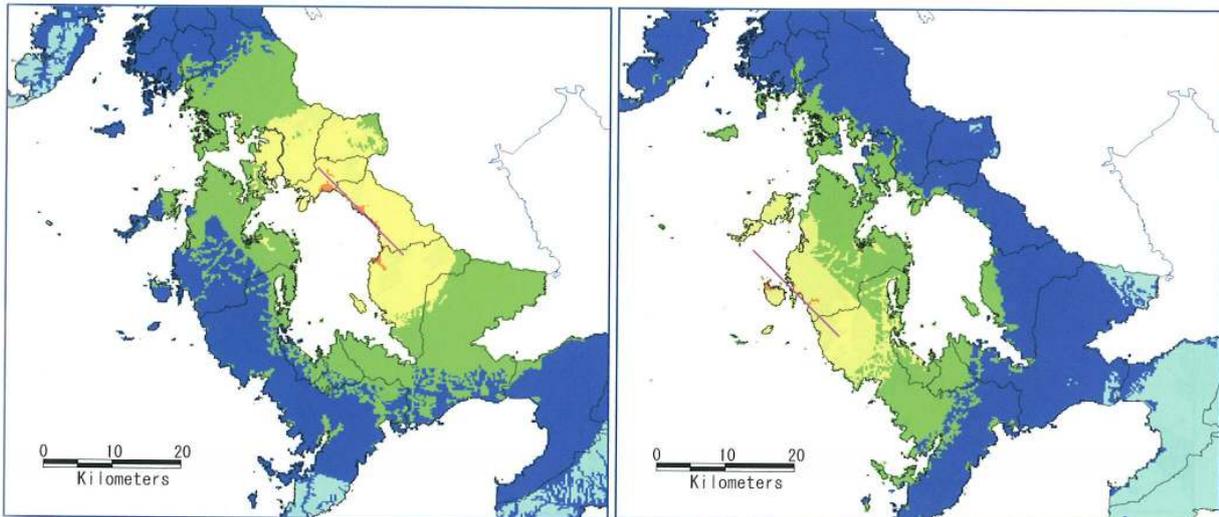
- ・市町は、平成 18 年 3 月 31 日現在。
- ・カッコ内の町については、隣接市町の影響範囲にあるものとして直下の活断層を想定した震度予測は行っていない。

諫早市中心部直下 M6.9 の地震と、近隣市町中心部直下 M6.9 の地震を想定した震度分布



諫早市直下

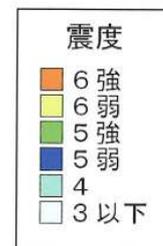
大村市直下

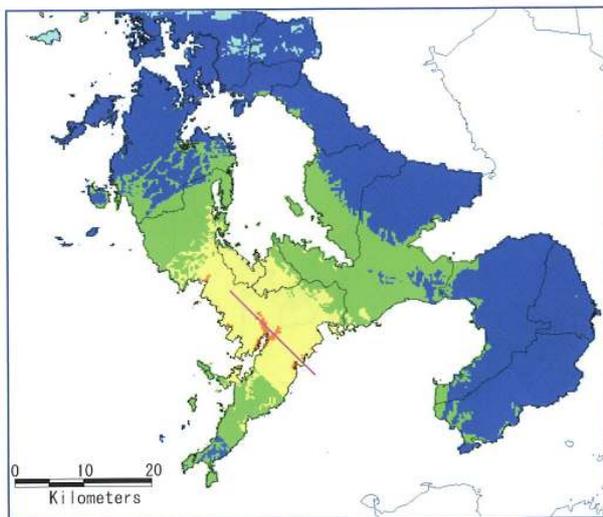


東彼杵町直下

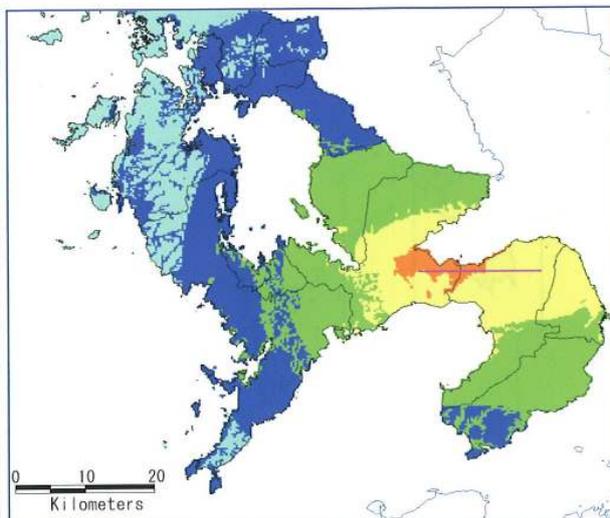
西海市直下

図-3.3.3 市町直下に震源を想定した地震
(M6.9、震源断層上端深さ3km)の震度分布(西彼杵半島・県央)
(活断層確認の有無と無関係に想定)

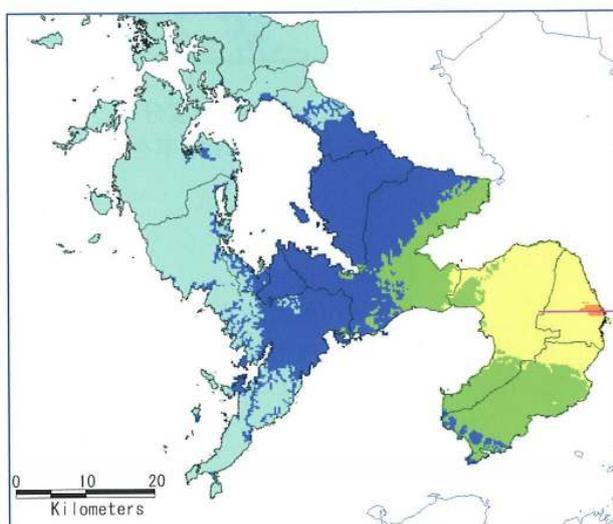




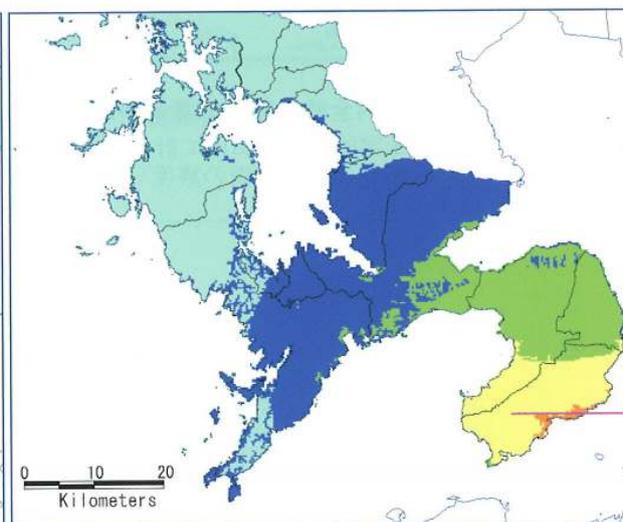
長崎市直下



雲仙市直下

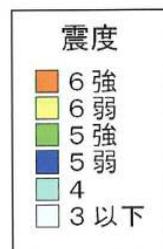


島原市直下



南島原市直下

図-3.3.2 市町直下に震源を想定した地震
(M6.9、震源断層上端深さ3km)の震度分布(長崎・島原半島)
(活断層確認の有無と無関係に想定)



2. 被害予測

(1) 想定活断層による建物被害予測

地震による死者の大半を左右し、住環境に支障をもたらす建物被害に関しては、木造・非木造それぞれの建物について、揺れ、液状化、斜面崩壊等、火災及び津波による被害を予測した。想定地震での揺れによる建物被害は、兵庫県南部地震などの過去の地震の事例にもとづいて、建築物の構造（木造・非木造）、階数と年代を要素として、大破棟数、中破棟数などの被害を算出する方法をとっている。

揺れによる被害は、液状化及び斜面崩壊等による被害より圧倒的に多く、総被害数の多寡は、ほぼ揺れによる被害数で決まっている。

表－3.3.1 建物の大破棟数（揺れ、液状化、斜面崩壊等による）

被害要因	揺れ	液状化	斜面崩壊等	合計	全棟数
雲仙地溝北縁断層帯	18,705	239	361	19,305	654,296
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	33,389	290	583	34,262	
島原沖断層群	1,476	32	10	1,518	
橘湾西部断層帯	298	76	178	552	
大村－諫早北西付近断層帯	5,421	247	254	5,922	

建物の想定では、建築年代・階数などをもとにして被害を予測しているが、古い建物を耐震性の高い新しい建物に置き換えて想定し、耐震化を図ることによってどの程度被害が軽減されるか検討した。揺れによるものだけであるが、その結果を表－3.3.2に示す。地震による被害が大きいほど効果が逓減するものの、全ての建物に耐震対策を施した場合には大破棟数が5割から8割程度軽減されるものと予測される。即ち、建物の耐震化を推進することによって、建物の倒壊が減り、火災の発生が抑えられ、人的被害の減少につながる事が期待できる。

表－3.3.2 建物の耐震化による大破棟数の比較

被害要因	揺れ	揺れ (対策後※)	対策による 減少率 (%)
雲仙地溝北縁断層帯	18,705	7,054	62
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	33,389	15,365	54
島原沖断層群	1,476	329	78
橘湾西部断層帯	298	51	82
大村－諫早北西付近断層帯	5,421	2,512	54

1980年以前の建物について、1981年以降の耐震対策を行った建物の被害率を当てはめて計算した。最新の耐震対策による被害の減少率は、ここで計算されたものより高いものと考えられる。

(2) 想定活断層による人的被害予測

本項では想定地震による建物の倒壊（揺れ及び斜面崩壊等）と地震火災による人的被害数として、死者、重傷者、負傷者及び要救出者と避難者を予測した。ここで、避難者としては、避難所に集まる人数を短期避難者数とし、仮設住宅などが必要となる長期にわたる避難者数を長期避難者数として予測している。

死者数、重傷者数、負傷者数については、各想定地震によるものを一覧として、表-3.5.1～表-3.5.3 に示した。また、図-3.5.1～図-3.5.9 には、県内の3つの活断層（雲仙地溝北縁断層帯、橘湾西部断層帯、大村-諫早北西付近断層帯）による地震での、死者数、重傷者と負傷者数の予測分布を示した。

揺れによる死者や負傷者などの人的な被害は、木造建物の大破棟数の多い場所、すなわち雲仙地溝北縁断層帯の地震における島原市の市街地や、大村-諫早北西付近断層帯の地震における大村市の市街地において多くなっている。加えて、長崎市や諫早市の人口密度の高いところで多い。斜面崩壊等による被害については、長崎市内などで急斜面に住家の多いことを反映して、長崎市に震源が近い橘湾西部断層帯において相対的に死者数が多くなっている。

また、短期及び長期避難者数の予測については、表-3.5.4 に各想定地震による総計を示した。

建物の耐震化によって建物の大破数が減少することに伴い、建物倒壊による死者も減少することが期待できる。表-3.5.5 に、古い建物を耐震性の高い新しい建物に置き換えて想定し、耐震化を図ることによってどの程度揺れによる死者数が減少するか検討した結果を示す。建物の耐震化によって、死者数が6割から9割減少することがわかる。

表-3.5.5 耐震化による人的被害（死者数）の軽減効果

想定地震の震源活断層	現状	耐震化対策後 (※)	対策による 減少率 (%)	全人口
雲仙地溝北縁断層帯	773	263	66	1,495,963
雲仙地溝南縁 東部断層帯 と西部断層帯の連動	1,689	757	55	
島原沖断層群	25	2	92	
橘湾西部断層帯	14	1	93	
大村-諫早北西付近断層帯	238	75	68	

1980年以前の建物についても、1981年以降の建物の過去の被害率により計算した。最新の耐震対策による効果は、ここで計算されたものより高いものと考えられる。

(3) 雲仙地溝南縁東部断層帯－西部断層帯連動による地震での諫早市の被害予測

①揺れによる建物被害予測

揺れによる建物被害予測【震源：南縁連動】(表-4.1.3より)

雲仙地溝南縁東部断層帯－西部断層帯連動		木造					非木造				
		大破棟数	大破率	中破以上棟数	中破以上率	木造全棟数	大破棟数	大破率	中破以上棟数	中破以上率	非木造全棟数
4	諫早市	6,576	20.88%	9,709	30.83%	31,496	770	8.88%	1,421	16.37%	8,676

②建物被害による人的被害

建物被害による人的被害予測【震源：南縁連動】(表-4.1.27より)

雲仙地溝南縁東部断層帯－西部断層帯連動		地震被害による人的被害						
		死者数	死者率	負傷者数	負傷者率	重傷者数	重傷者率	屋内人口
4	諫早市	478	0.33%	1,704	1.18%	181	0.12%	144,893

(4) 諫早市中心部の震源を想定した地震による被害予測

諫早市中心部直下の震源を想定した震度予測に基づき、建物被害の予測結果を表-4.2.4に示した。また、建物被害の人的被害について表-4.2.20に示した。

表-4.2.4 揺れによる建物被害予測【震源：諫早市 中心部直下】

諫早市		木造					非木造				
		大破棟数	大破率	中破以上棟数	中破以上率	木造全棟数	大破棟数	大破率	中破以上棟数	中破以上率	非木造全棟数
4	諫早市	2,834	8.68%	5,282	16.17%	32,666	376	4.15%	766	8.44%	9,077

表-4.2.20 建物被害による人的被害予測【震源：諫早市 中心部直下】

諫早市		地震被害による人的被害						
		死者数	死者率	負傷者数	負傷者率	重傷者数	重傷者率	屋内人口
4	諫早市	174	0.12%	1,903	1.31%	239	0.17%	144,893

資料7 耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づく緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク(1次)

(Km)

道路種別	道路名称	延長	DID区 間延長
国土開発幹線 自動車道路等	九州横断自動車道 長崎大分線	46.2	0.0
一般国道	34号	72.9	23.8
一般国道	35号	17.6	8.4
一般国道	57号	60.6	3.0
一般国道	202号	88.0	11.6
一般国道	204号	66.7	4.8
一般国道	205号	23.2	1.6
一般国道	206号	43.4	7.6
一般国道	207号	27.0	6.2
一般国道	251号	58.4	5.6
一般国道	324号	5.2	2.7
一般国道	382号	104.5	0.0
一般国道	383号	1.7	0.0
一般国道	384号	53.3	2.2
一般国道	444号	14.5	1.4
一般国道	497号	29.9	5.4
一般国道	498号	10.4	2.7
一般国道	499号	6.0	6.2
主要地方道	佐世保日野松浦線	2.8	1.2
主要地方道	大瀬戸西彼線	12.6	0.0
主要地方道	勝本石田線	2.8	0.0
主要地方道	郷ノ浦港線	2.4	0.0
主要地方道	福江荒川線	11.3	0.5
主要地方道	富江岐宿線	1.1	0.0
主要地方道	有川新魚目線	2.5	0.0
主要地方道	長崎多良見線	3.4	0.3
主要地方道	長崎空港線	3.5	3.1
主要地方道	佐世保吉井松浦線	13.8	0.0
主要地方道	西彼太田和港線	7.3	0.0
主要地方道	東長崎長与線	1.5	0.0
主要地方道	若松白魚線	4.7	0.0
主要地方道	福江富江線	13.8	0.5
主要地方道	玉之浦大宝線	9.5	0.0
主要地方道	長崎南環状線	3.5	0.1
主要地方道	柚木三川内線	11.5	0.0
主要地方道	愛野島原線	4.6	1.6
主要地方道	上五島空港線	10.8	0.0
主要地方道	福江空港線	3.0	0.3
主要地方道	対馬空港線	0.8	0.0
主要地方道	壱岐空港線	2.6	0.0
一般都道府県道	長崎式見港線	4.4	3.8
一般都道府県道	長与大橋町線	1.6	1.6
一般都道府県道	長崎インター線	0.4	0.0
一般都道府県道	玉之浦岐宿線	8.5	0.0
一般都道府県道	日ノ島猿浦線	0.6	0.0
一般都道府県道	郷ノ浦芦辺線	6.9	0.0
一般都道府県道	比田勝港線	1.8	0.0
一般都道府県道	礪石原松尾停車場線	1.9	0.0
一般都道府県道	貝津岳浜ノ畔線	1.1	0.0
一般都道府県道	昭和馬町線	1.7	1.7
一般都道府県道	小ヶ倉田上線	1.8	1.5
その他道路	臨港道路	7.4	
その他道路	市道	2.9	
合計		900.3	109.4

緊急輸送道路ネットワーク（2次）

(Km)

道路種別	道路名称	延長	DID区 間延長
一般国道	202号	16.2	0.0
一般国道	207号	24.5	2.0
一般国道	251号	53.5	0.0
一般国道	324号	3.0	7.6
一般国道	383号	28.0	0.0
一般国道	384号	36.9	0.0
一般国道	389号	41.6	0.0
一般国道	499号	21.1	1.4
主要地方道	佐世保嬉野線	7.8	0.0
主要地方道	川棚有田線	12.0	1.1
主要地方道	佐世保日野松浦線	23.1	2.9
主要地方道	崎戸大島線	6.3	0.0
主要地方道	佐々鹿町江迎線	26.3	0.0
主要地方道	平戸田平線	21.3	0.0
主要地方道	有川奈良尾線	21.0	0.0
主要地方道	勝本石田線	17.9	0.0
主要地方道	厳原町豆酸美津島線	73.2	0.0
主要地方道	佐世保港線	0.4	0.5
主要地方道	福江荒川線	5.6	0.5
主要地方道	香焼江川線	6.4	4.2
主要地方道	小浜北有馬線	14.0	4.0
主要地方道	富江岐宿線	21.6	0.0
主要地方道	有川新魚目線	10.3	0.0
主要地方道	長崎多良見線	9.6	1.0
主要地方道	野母崎宿線	42.6	1.6
主要地方道	大村貝津線	0.2	0.0
主要地方道	上刈馬豊玉線	45.3	0.0
主要地方道	諫早飯盛線	9.8	2.0
主要地方道	平戸生月線	6.6	0.0
主要地方道	棧原小茂田線	17.7	0.0
主要地方道	東長崎長与線	11.1	0.0
主要地方道	雲仙西有家線	8.0	0.0
主要地方道	木坂佐賀線	4.3	0.0
主要地方道	長崎南環状線	5.5	0.0
主要地方道	大島太田和線	1.1	0.0
主要地方道	栗木吉井線	14.3	0.0
主要地方道	有喜本諫早停留所線	0.5	0.0
主要地方道	上県小鹿港線	13.2	0.0
主要地方道	神ノ浦港長浦線	8.7	0.0
主要地方道	郷ノ浦沼津勝本線	12.2	0.0
主要地方道	獅子津吉線	4.2	0.0
主要地方道	御厨田代江迎線	3.3	0.0

道路種別	道路名称	延長	DID区 間延長
一般都道府県道	喜内瀬鍋串辻線	4.3	0.0
一般都道府県道	鷹島肥前線	3.1	0.0
一般都道府県道	長崎漁港村松線	0.9	0.0
一般都道府県道	諫早外環状線	1.6	0.3
一般都道府県道	雲仙千々石線	9.1	0.0
一般都道府県道	加津佐停車場山口線	3.0	0.0
一般都道府県道	雲仙神代線	2.3	0.0
一般都道府県道	田結久山線	1.4	0.0
一般都道府県道	松浦江迎線	7.5	0.0
一般都道府県道	佐世保世知原線	9.5	1.9
一般都道府県道	鷹島線	6.8	0.0
一般都道府県道	小値賀循環線	3.1	0.0
一般都道府県道	奈留島線	4.3	0.0
一般都道府県道	湯ノ本芦辺線	10.2	0.0
一般都道府県道	大浦比田勝線	11.1	0.0
一般都道府県道	瀬浦厳原港線	8.5	0.0
一般都道府県道	小長井線	3.6	0.0
一般都道府県道	竹敷鶏知線	5.3	0.0
一般都道府県道	奥ノ平時津線	8.7	0.0
一般都道府県道	深堀三和線	1.4	0.0
一般都道府県道	志方江迎線	8.1	0.0
一般都道府県道	唐崎岬線	2.2	0.0
一般都道府県道	貝津岳浜ノ畔線	14.0	0.0
一般都道府県道	寺島馬込港線	0.8	0.0
一般都道府県道	小値賀空港線	1.8	0.0
一般都道府県道	伊王島香焼線	2.5	0.0
一般都道府県道	大村外環状線	4.9	3.1
その他の道路	島原半島広域農道	40.2	
その他の道路	多良岳広域農道	32.8	
その他の道路	諫早湾干拓堤防道路	8.0	
その他の道路	臨港道路	2.9	
その他の道路	市道	9.8	
合計		943.9	34.1

緊急輸送道路ネットワーク

